税務課だより

平 成 23 年 度

申告していただく方

申告しなければなりません。 資産を地方税法の定めにより 月1日現在における当該償却 別は問いません)は、毎年1 有している方(法人・個人等の 町内に事業用償却資産を所

2. 申告方法

下記までご連絡ください。 れる方…申告書等の送付先を ②平成23年度初めて申告をさ

会社や個人で工場や商店な

内等を送付します。 方…12月中旬までに申告の案 (1)平成22年度の申告をされた

申告期限

(4)改良費のうち資本的支出と

(3)遊休又は未稼働資産

る資産及び簿外資産

(2)建設仮勘定で経理されて

15

償却資産の申告とは

処理の都合上1月21日までに 期限は1月31日ですが、事務 期限は1月31日ですが、事務

す。

ります。 ように固定資産税の対象とな 産といい、土地・家屋と同じ 工具・器具・備品等を償却資 めに用いている構築物・機械・ している方が、その事業のた 場やアパートなどを貸し付け どを経営している方や、駐車

(対象となる資産)

(1)耐用年数が経過し減価償却 資産も申告が必要です。 ができる資産で、次に掲げる いて、事業の用に供すること 平成23年1月1日現在にお が終了している資産

(2)無形固定資産(例=特許権) ①自動車税・軽自動車税の課 型フォークリフト) 税対象となるもの (例=小

(3)観賞用、興行用に供する生 物を除く馬、 実用新案権等) 果樹、そ

体とは区分して取扱いま して資産計上した資産(本

(6)使用可能期間が1年未満又 (5)福利厚生の用に供する資産

取得価格が30万円未満の資 産で、租税特別措置法を適 減価償却している資産 償却資産であっても個別に は取得価格が20万円未満の

(8)割賦購入資産で、割賦金の 産 完済していない資産

用して全額損金算入した資

(9)テナント等が取り付けた内 業用償却資産(テナント等 装、造作、建築設備等の事 が申告することになりま

(対象とならない資産)

の他の生物

(4)耐用年数1年未満又は取得

(5)取得価格が20万円未満の資 り、3年間一括で償却して 産で法人税法等の規定によ 時に損金算入した資産 法人税法等の規定により一 価格が10万円未満の資産で いる資産

提出及び問い合わせ

税務課

893 111 18

 $\frac{7}{7}$ 8 1 | 2 6 0 1 本川総合支所住民課 の町長沢123-12 $\begin{array}{c}
 8 & 6 & 9 \\
 9 & 1 & 1 \\
 2 & 1 & 1 \\
\end{array}$

お知らせ 家屋の取り壊 及び未登記家屋の 売買について し

年1月1日現在の所有者に課 せられます。 固定資産税 (家屋) は、 毎

ます。 絡をいただかないと、翌年度 や、未登記家屋を売買した場 以降も課税される場合があり 税係までご連絡ください。連 合は、ご面倒ですが固定資産 家屋を取り壊された場合

なりますので、ご注意ください。 月1日を過ぎると、その年の固 定資産税は課税されることに なお、取り壊し完了日が1

土地の現況地目の 変更ついて

あった場合は、現地確認が必 税されます。地目の変更が 年1月1日の現況によって課 登記簿の地目に関係なく、 までに申し出てください。 要となりますので、12月28日 固定資産税(土地)は、土地 毎

問い合わせ

税務課固定資産税係